

岸和田市テニス連盟規約

2022年3月19日改正

第1章 名称及び所在地

(名称)

第1条 本連盟は岸和田市テニス連盟と称する。又、本連盟はNPO法人岸和田市スポーツ協会に所属する。

(所在地)

第2条 本連盟は所在地を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟はテニスを通じて心身の健全な発達とスポーツマンシップの昂揚を図り、併せて会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- ① テニスの振興普及、指導及び技術の向上
- ② 各種テニス大会の主催、講習会の開催、市及び府主催行事の後援並びに参加
- ③ その他本連盟の目的を達成するために必要な諸事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本連盟に入会する会員(団体、個人)は、次の種別とする。

- ① 会員(団体)は、本連盟の趣旨に賛同し、岸和田市在住、在勤者2名以上を含む団体で、入会時原則6名以上であること。
- ② 会員(個人)は、本連盟の趣旨に賛同するものであること。

(入会)

第6条 会員(役員を含む)は本連盟に登録しなければならない。登録は年間登録料を添え、登録申請書に必要事項を記入の上、本連盟に提出するものとする。

- ① 更新は一年ごとに行うものとする。
- ② 会員は、登録事項に移動が生じた時は、その旨を本連盟へ届けなければならない。

(任意退会)

- ③ 会員は、理事会に退会届を提出することにより理事会で決議し会長が認め退会することができる。
- ④ 納入された年間登録料は一切返金しないものとする。

第4章 組織

第7条 本連盟に次の役員・組織を置く。

役員

(役職)

- ① 会長 1名 副会長 1名 理事長 1名 常任理事 4名 会計 1名
会計監査 1名 理事 若干名

(任期)

- ② 役員(役員)の任期は総会後の4月1日より2年とする。ただし、留任は妨げないが、会計のみ留任はできない。
- ③ 任期の起点を令和4年4月1日とし役員(役員)の改選を2年ごとに行う。
- ④ 注:役員(役員)の改選を2年ごととし途中より役員(役員)となった者は次の改選までとする。

総会

- ⑤ 岸和田市テニス連盟登録者をもって構成し、会長及び理事長が招集する。
総会のクラブ代表者(各クラブ1名)が代議員となり議決権を有する。役員には議決権はない。

常任理事会

- ⑥ 会長 副会長 理事長 会計 常任理事をもって構成する。
常任理事会の議決権は構成員全員が有する。

理事会

- ⑦ 会長 副会長 常任理事 理事をもって構成する。
理事会の議決権は構成員全員が有する。

第8条 第7条で規定した役員以外に、必要に応じて名誉会長、顧問、参与、監査を常任理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。

第9条 (第9条は削除)

第10条 本連盟では次の方法で役員を選任・解任する。

(役員を選任)

- ① 岸和田市テニス連盟事業に貢献する意欲を有する者を中心に、役員会が総会の2か月前までに立候補者または推薦者を募り、総会の決議を経て決定する。
立候補者および推薦される者は6ヵ月以上岸和田市テニス連盟登録者でなければいけない。

(役員を解任)

- ② 役員は辞任の意思があるとき、理事会に申し出、承認されれば会長が解任する。
③ 総会の解任決議(過半数)が成立すれば解任される。

第11条 総会で役員選任の採決を行い、役職を決定する。

第12条 役員は業務分掌の内、常任理事は主に本連盟の各事業を中心的に運営する者をいう。

又、役員は上記運営に対し、必要に応じて協力、補佐、方法の提案、理事長よりの専門的な特務事項を担当する。

第13条 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長が会務を執行できないときは代理で行う。

第14条 理事長及び常任理事は常任理事会を組織し、本連盟の企画、立案などの運営にあたる。

第15条 会計は本連盟の会計を掌握し、監査はこれを監査する。

第5章 会議

(総会)

第16条 総会を次年度前に行い、会長が招集し次の事柄を決議する。

- ① 事業報告並びに事業計画
- ② 予算及び決算
- ③ 役員任命及び解任、規約の変更
- ④ その他

第17条 会長、理事長または理事会が必要と認めるとき臨時総会を招集する。

第18条 総会はクラブ数(各クラブ代表者1名が代議員となる)の過半数以上の出席をもって成立する。
委任状は出席とみなす。

第19条 総会の議事は出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は会長がこれを裁決する。
委任状は委任された者が決議に対して有効とし、白紙の場合は原案賛成とする。

第20条 常任理事会を月1回程度開催し理事長が招集する。理事会は必要に応じて理事長が招集する。

- ① 常任理事会は常任理事の過半数の出席を以って成立する。採決は出席者の過半数を以って決し可否同数の時は、会長がこれを裁決する。
- ② 理事会は理事の過半数の出席を以って成立する。採決は出席者の過半数を以って決し可否同数の時は、会長がこれを裁決する。
- ③ 理事ではないクラブ代表者であっても、常任理事会、理事会に参加し要望・意見を述べるができる。しかし議決権はない。

第21条 21条は削除し20条に追加

第22条 本連盟の事業遂行に必要な時は、専門委員を設置できる。

第23条 専門委員会の名称、委員、委員長及び運営上の事柄は、常任理事会の決議を経て理事長が決定する。

第6章 会計

(資産)

第24条 本連盟の経費は年間登録料、各大会、スクールの参加料、委託金及び雑収入をもってこれを支弁する。

(事業年度)

第25条 会計年度、本連盟の年度は毎年1月1日より翌年12月31日までとする。

第26条 本会計の決算は監査を経て、理事会に報告後、総会にはかるものとする。

第27条 会計の保管・公開

(保管)

- ① 本連盟の会計書類のすべては10年間保管を行い、10年を経過した書類については理事会の承認を経て廃棄することができる。廃棄時点で電子書類等に変換し永久保管する。

(開示)

- ② 総会でクラブ代表者からの公開請求があった場合、次回理事会で開示する。

第28条 役員報酬等

- ① 連盟行事等の担当者の日当は別途定める。
- ② 大阪府大会等の選手派遣費用は別途定める。
- ③ スクールコーチ等の報酬は別途定める。

第7章 附則

第29条

- ① 本規約の改正は総会で決定する。
- ② 本規約の施行に必要な細則は、常任理事会で定めることができる。
- ③ 本規約は昭和59年8月9日承認(設立 昭和59年1月9日)第1回総会決議の日より施行する。
- ④ 本規約は平成24年2月9日一部改正する。
- ⑤ 本規約は平成28年4月1日一部改正する。
- ⑥ 本規約は平成30年11月10日一部改正する。
- ⑦ 本規約は令和元年6月8日一部改正する。
- ⑧ 本規定は令和2年6月22日に一部改正する。
- ⑨ 令和2年度に定期総会が行われなかったため役員任期の起点を令和3年4月とする。
- ⑩ 本規約は令和4年3月19日一部改正する。